

老人保健

医療費が高額になつたら

外来や入院などで、同じ月内の自己負担額が限度額を超えた場合、老人保健から払い戻しを受けることができず、保険の適用を受けない診療や差額ベッド代などは対象外です。限度額については左表のとおり区分されています。計算方法は、同じ月内のすべての自己負担分を合算し、入院または外来の限度額を超えた分が支給されます。

高額医療費が支給される人には、受診月の2・3カ月後に手続方法などが記載された「該当通知書」を送付しています。通知が届いた人は早めに手続をしてくださ。また、市民税非課税に該当する人は、限度額が減額されますので、負担額減額認定の申請をしてください。

差額ベッド料金を助成

老人保健の対象者が15日

老人医療受給者および70歳以上の人

負担区分	外来(個人)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上所得者	40,200円	72,300円+医療費が361,500円を超えた場合、超えた分の1%(過去12カ月以内に4回以上高額支給があった場合、4回目以降の限度額は40,200円)
一般	12,000円	40,200円
低所得者	8,000円	24,600円
低所得者		15,000円

低所得者とは、世帯員全員が市民税非課税
低所得者とは、世帯員全員が市民税非課税で、全員の所得が一定基準以下

以上継続して差額ベッドを利用した場合、料金の助成をしています(ただし、本人の所得制限があります)。
助成限度額「1日1,000円を上限として年度内30日まで申請期限」差額ベッド料金を支払った日の翌日から2年
なお、下総・大栄地区の人は、平成18年3月27日(合併日)から算定対象となります。

くわしくは保険年金課 ☎20・1547へ。

成田市犯罪被害者等支援条例 犯罪被害者支援金を支給します

新・成田市誕生を機に、新たに「成田市犯罪被害者等支援条例」が施行されました。

この条例は、通り魔的な犯行行為により傷害を受けた市民またはその行為によって不慮の死を遂げた市民の遺族に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者支援金を支給するもので、その精神的被害の軽減を図ることとするものです。

くわしくは交通防犯課 ☎20・1527へ。

いずみ聖地公園の返還墓地

19日から受け付けを開始

市では、いずみ聖地公園で返還された墓地7区画について、5月19日(金)から申し込みの受け付けを行います。

申し込みができる人「住民基本台帳または外国人登録原票に登

録され、市内に1年以上(5月1日現在)住んでいる人で、親族の焼骨をもっている人

申込場所と抽選会場「いずみ聖地公園管理事務所(東和泉655)

申し込み方法「希望する区画を決め、管理事務所に用意してある所定の用紙で申し込み

申込期間「5月19日(金)～21日(日)の3日間

受付時間「午前9時～午後4時(21日(日)は午後3時まで)

申し込み時に必要なもの「印鑑と埋葬許可証

募集区画「4m芝生墓地2区画、4m普通墓地2区画、5m普通墓地1区画、6m普通墓地

管理が行き届いている墓地



管理が行き届いている墓地

2区画

区画の決定「希望区画の申し込みが重複した場合は抽選、抽選後、書類審査を行い、使用区画を決定

抽選日「5月21日(日)午後3時30分から

料金の区分「永代使用料(墓地は分譲でなく永久にお貸しするものです)と「管理料」を負担

永代使用料「30万円～61万2,000円(墓地の種類および面積により使用料が異なります)

管理料(単年または6年度分前納のどちらかを選択)

芝生墓地「単年度5,880円、6年度分前納29,400円

4m普通墓地「単年度3,360円、6年度分前納16,800円

5m普通墓地「単年度4,200円、6年度分前納21,000円

6m普通墓地「単年度5,040円、6年度分前納25,200円

くわしくは環境衛生課 ☎20・1531へ。

6m普通墓地「単年度5,040円、6年度分前納25,200円

くわしくは環境衛生課 ☎20・1531へ。

くわしくは環境衛生課 ☎20・1531へ。

下水道を大切に

野菜くずや残飯を流さないで

下水道は、自然や人々の生活環境を向上させるための公共の財産です。大切に使いましょう。

排水設備に野菜くず、残飯、てんぷら油、合成洗剤、アルコール、ガソリン、雨水、水に溶けない紙紙おむつ、たばこ、ガム、ビニールを流してはいけません。

排水設備は、利用者の皆さんに維持管理をしていただいています。詰まって修理を依頼すると多額の費用が掛かる場合がありますので、日ごろから正しい使用・点検をお願いします。

くわしくは下水道課 ☎20-1553(へ)。

春季行政相談強調週間

気軽に要望や意見などを

5月22日(月)～28日(日)は、「春季行政相談強調週間」です。

国から委嘱を受けた行政相談委員が国や郵政公社・NTTなどの仕事について、皆さんから要望や意見を聞き、その解決の促進を図ります。

また、人権擁護委員による相談も行っていますので、気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守されます。

もめごと・なやみごと・苦情相談

期日：5月22日(月)

時間：午前10時～午後3時

会場：市役所2階201会議室

千葉行政評価事務所行政相談課でも、行政相談苦情110番 ☎043-244-1100・平日の午前8時30分～午後5時)やFAX(043-244-69829)・インターネット(<http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/chiba.htm>)により行政相談を受け付けています。

くわしくは市民支援課市民相談室 ☎20-1507(へ)。

不法投棄の防止

皆さんの管理と監視が大切です

道路や個人の土地に無断で捨てられる家電製品や家庭ゴミ、建築廃材などの不法投棄が後を絶ちません。

市では、約150人の不法投棄監視員や職員などによりパトロールを行い、不法投棄の防止に努めています。また、現在も不法投棄

の多い場所には監視カメラを設置していますが、今年度から監視カメラを増設し、監視体制の強化を図っていきます。



設置されているカメラ

不法投棄を防止するには、何より地域の皆さんの監視と土地所有者の皆さんの管理が大切です。

不法投棄を発見したら環境対策課 ☎20-1532(へ)。

危険物安全週間

取り扱いは十分に注意を

6月の第2週(6月4日～10日)は危険物安全週間。ことしの標語は、「自主点検 欠かさぬあなたにクランプリ」です。

現在、石油類をはじめとする危険物は、事業所などで幅広く利用され、国民生活にも深く浸透しているため、その安全確保が重要になっています。

危険物安全週間は、事業所での自主保安体制の確立を呼び掛け、広く国民の危険物に対する意識の

高揚と啓発を図るものです。

危険物の正しい取り扱い・保管方法・特性を再認識し、安全使用を心掛けましょう。

くわしくは市消防本部予防課 ☎20-1591(へ)。

夜間および休日納税相談

平日の夜や休日にも相談を行います

平日の夜や休日にも市税の納税相談を受け付けるために、市役所税務課と各支所では、納税相談窓口の夜間延長業務と休日納税相談窓口業務を行います。

なお、当日は相談業務だけでなく、市税の納付窓口も開設しますので、納付書を持参してください(納付書が手元がない人でも、窓口で納めることができます)。

日時

○納税相談窓口の夜間延長：5月16日(火)・23日(火)・30日(火) 午後7時まで

○休日納税相談窓口：5月28日(日) 午前9時～午後4時

くわしくは税務課 ☎20-1513(または下総支所税務課) ☎96-1113(、大栄支所税務課) ☎047873-8069(へ)。

自動車税

コンビニでも納付ができます

自動車税の納期限は、5月31日(水)です。5月上旬に自動車税事務所から納税通知書が送付されていますので、最寄りの金融機関などで早めに納めましょう。

なお、「コンビニエンスストア(一部を除く)でも自動車税の納付ができますので、納税通知書同封のしおりをご覧ください。

くわしくは佐倉県税事務所 ☎043-483-1115・11150(または自動車税事務所 ☎043-243-2721)へ。

市の上水道

長沼・安西地区への給水を開始します

6月1日から長沼・安西地区への給水を開始します。

水道の利用を希望する人は、成田市指定給水装置工事業者を通じて給水申請手続きをするようにお願いします。

くわしくは市水道部工務課 ☎0269(へ)。

6月1日から一部変更

改正動物愛護法

動物取扱業者は、これまで「届け出」が必要でしたが、6月からは登録が義務付けられます。印旛保健所成田支所で、登録の申請をしてください。

対象「動物の販売、保管(美容業を含む)、貸し出し、訓練、展示(動物とのふれあい施設を含む)などを行っている人」

動物取扱業登録申請手数料「1業種につき1万5,000円」

既に、動物取扱業の届け出をしている人は、6月1日から平成19年5月31日までに、登録の申請手続きをしてください。

「特定動物」(猿・トラ・ワニなど)の生命・身体・財産に害を加える恐れがあるとして、動物愛護法施行令で定める動物(を飼う場合は、法律による許可が必要となります)ので申請をしてください。

特定動物の飼養・保管の許可申請手数料「1万7,000円」
特定動物の飼養・保管の変更許可申請手数料「1万2,000円」

犬・猫の引き取り

これまで無料で行われてきた飼い犬・飼い猫の引き取りが6月1日から有料になります。引き取りを依頼する前に、飼い主の責任を自覚し、もう一度新しい飼い主を探してみましょ。

引き取り料金

○生後91日以上の犬・猫「1匹当たり2,000円」

○生後91日未満の子犬・子猫「1匹当たり400円」

飼えなくなった犬・猫を捨てないでください。くわしくは印旛保健所成田支所(☎267231)または動物愛護センター(☎935711)へ。

今月の納税

軽自動車税

○納期...5月16日(火)~31日(水)
くわしくは税務課(☎20-1513)へ。
納期内の納付にご協力をお願いします。

定期監査と工事監査 監査結果を公表

平成17年度に実施した監査結果の概要をお知らせします。

成田市監査委員 野中 寛男
同 岩澤 貞男

【定期監査】

期日「平成17年11月14日・21日・22日・25日・28日・29日」
平成18年1月6日・10日・11日・17日・20日

場所「監査委員事務局」

対象「企画政策部、総務部、空港対策部、生活安全部、市民部、環境部、保健福祉部、経済部、土木部、都市部、水道部、教育総務部、生涯学習部、会計課、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選定管理委員会事務局、消防本部」

方法「提出された資料などの調査とともに、関係者から説明を受け実施しました」
結果「予算の執行について、経理事務等はおおむね適正に処理されていると認められました」

【工事監査】

期日「平成18年1月31日」
場所「監査委員事務局および工事施工現場」

監査結果を公表

対象「公津の杜小学校および児童ホーム建設工事」

方法「工事技術に関する専門的技術が必要とするため(社)日本技術士会に工事技術調査業務を委託し、関係書類の調査および工事現場の調査を実施しました」

結果「工事の計画、設計、積算、入札および契約、施工管理ならびに施工の分野にわたる書類審査、現地審査はおおむね妥当と認められました」

意見「平成小学校の児童数の増加に伴い、新たに公津の杜小学校を分離新設する事業です。校舎棟は、鉄筋コンクリート造2階建て、屋内運動場は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建てで、普通教室、特殊教室、特別教室、屋内運動場、屋外施設を備え、児童ホームを併設しています。」

校舎棟の工事は、平成16年7月に着手、平成17年12月に竣工し、屋内運動場・児童ホームは平成18年3月竣工予定です。

今回の監査は、従来の工事監査では対象としていなかった

たすでに完成した校舎棟の竣工に伴う諸手続きの明確化と工事中の屋内運動場・児童ホームの設計・施工の合理性について耐震設計を含む構造計算や、鉄骨構造の耐久性に注視して実施しました。

契約図書と設計図書は、適切に執行されています。工事現場における工程管理、品質管理、安全管理については、も適切に執行されていますが、工事は進行中ですので、今後も適切な品質管理に努められるよう望みます。

完成後の施設管理には、正確な竣工図等の作成、保存が不可欠であります。施設管理図書を適切に整備し、児童・生徒の安全、快適な教育環境が長期に保たれるよう望みます。



4月に開校した公津の杜小学校

くわしくは監査委員事務局(☎20-1572)へ。

心の健康、応援します

困りごと・悩みごと相談室

一人で悩んでいないで相談してみませんか？

毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したいと思っていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要望に応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみたいはいかがでしょうか。



相 談 日

相 談 名	期 日	時 間	場 所	問い合わせ先
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00~16:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 裁判所での係争中の事件は対象外です。法律相談6月分の予約は5月31日(水)から受け付けます。
法律相談(予約制・市内在住の人)	水曜日	13:00~16:00	"	
もめごと・なやみごと・苦情相談(人権・行政相談)	5月22日(月)	10:00~15:00	市役所2階201会議室	
不動産相談	5月16日(火)	10:00~12:00	"	
税務相談	5月16日(火)	10:00~15:00	市役所2階相談室	
外国人相談(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	5月25日(木)	13:00~16:00	市役所2階201会議室	
市民よろず相談	5月20日(土)	13:00~16:00	イオン成田SC	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
税務支援センター(予約制)	5月24日(水)	10:00~15:00	県税理士会成田支部(飯田町157-4)	県税理士会成田支部 ☎28-0931
司法書士法律相談	5月17日(水)	18:00~20:00	保健福祉館本館	県司法書士会佐倉支部 石井滋さん☎20-1810
女性就業(内職)相談(来所前に要電話)	水・金曜日(31日は休み)	10:00~16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月~金曜日	8:30~17:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
消費生活相談	月~金曜日	10:00~16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
商工業者法律相談(予約制)	6月7日(水)	10:00~12:00	商工会館2階相談室	商工会議所☎22-2101
年金相談	水曜日	10:00~15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	6月6日(火)	10:00~15:00	市役所4階402会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00~15:00	保健福祉館本館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
	6月9日(金)	10:00~15:00	下総地域福祉センター	
	5月19日(金)・6月2日(金)	10:00~15:00	大栄地域福祉センター	
酒害相談	5月18日(木)・6月1日(木)	9:00~12:00	保健福祉館本館会議室	"
家庭児童相談	月~金曜日	9:00~16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	5月22日(月)	10:00~15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	6月6日(火)	9:00~12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00~17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00~16:00	成田市教育センター	教育センター☎20-2922
教育相談(不登校相談も)	月~金曜日	9:00~16:00	成田市ふれあいるーむ21	教育相談室☎20-1414